

鋼船規則

規則

N 編

液化ガスばら積船

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 規則 第 26 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 2 月 23 日 理事会 承認

2015 年 4 月 22 日 国土交通大臣 認可

2015 年 5 月 8 日 規則 第 26 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

改正その 1

11 章 防火及び消火

11.1 火災に対する安全性の規定（IGC コード 11.1）

11.1.1 一般

-1.(4)を次のように改める。

-1. 本編の適用を受ける貨物を運送する全ての船舶は、次の**(1)**から**(4)**によらなければならない。

((1)から(3)は省略)

(4) 前**(1)**にかかわらず、**R 編 13.3.3** 及び **13.4.4~~7~~** は総トン数 500 トン以上の船舶に適用する。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 章 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置

2.2 固定バラスト及び復原性資料

2.2.3 として次の1条を加える。

2.2.3 復原性計算機（IGCコード2.2.6及び2.2.7関連）

-1. 本編の適用を受ける船舶は、非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件への適合を検証するため、IMOが策定した性能基準を参考として本会により承認された復原性計算機を備え付けなければならない。

-2. 前-1.の規定にかかわらず、2016年7月1日前に建造開始段階にあった船舶に備え付けられている復原性計算機は交換する必要はない。この場合、当該復原性計算機は、本会が適当と認めるところにより非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件への適合を検証できるものでなければならない。

-3. 前-1.又は-2.の規定により復原性計算機を備える場合には、本会により発行された計算機の承認証明書を船上に保持しなければならない。

-4. 次に掲げる船舶にあつては、本会が本船上の非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件の検証手順によって承認された積付状態と同等の安全性が保持されると認める場合に、前-1.から-3.の要件を免除することができる。

- (1) 2.2.2の要件に従って予想されるすべての積付状態が復原性に関する資料において承認されており、専ら当該積付状態の範囲における運送に従事する船舶
- (2) 本会により承認された手段により遠隔で復原性要件が検証される船舶
- (3) 承認された範囲の積付状態で運航される船舶
- (4) 2016年7月1日前に建造開始段階にあった船舶であつて、適用されるすべての非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件を満足する承認された許容KG又はGM曲線を有するもの

附 則（改正その2）

1. この規則は、2016年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、従前の例によることができる。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

要
領

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 達 第 27 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 5 月 8 日 達 第 27 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

N2 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置

N2.2 固定バラスト及び復原性資料

N2.2.3 として次の 1 条を加える。

N2.2.3 復原性計算機

-1. 規則 N 編 2.2.3-1.の規定にいう「IMO が策定した性能基準」とは、次の(1)から(3)に掲げるものをいう。

- (1) IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章
- (2) MSC.1/Circ.1229 “Guidelines for the Approval of Stability Instruments” の附属書 4 節
- (3) MSC.1/Circ.1461 “Guidelines for verification of damage stability requirements for tankers” の 1 編に規定される技術要件

-2. 規則 N 編 2.2.3-4.の適用上, MSC.1/Circ.1461 “Guidelines for verification of damage stability requirements for tankers” の 2 編に規定される運航ガイダンスを参照すること。

附 則

- 1. この達は、2016 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、従前の例によることができる。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。